

こんな工事を頼まれたら**工事の前に...** **消防署へ相談**してください！！

※個人の住宅は除く。ただし、住宅兼店舗等の場合や住宅から店舗等に変更する場合は該当。

・増改築、増床、隣接建物との接続工事



・窓や扉など、開口部の閉鎖工事



・貸物件入居に伴う内装や間仕切り工事



【思いがけない消防法違反を防ぐために】

増築などにより、それまで不要だった消防用の設備が必要になることがあります。



必要なのに設置されていない＝消防法違反

施主さんは知らないで工事を頼み、後に違反が判明してトラブルになるケースが多く、消防も困っています。

違反をなおすには・・・

①設備を設置する

②設備がいらなくなるようにまた工事



せっかくの工事が無駄に？ 追加工事？

施工業者にもデメリット！



工事を請け負う皆様の御協力が不可欠です。
事前の相談をお願いします。

窓口は

十日町地域消防本部予防課

TEL 757-1557